

平成 20 年 12 月 16 日  
東京電力株式会社

「塩原発電所の水利使用許可申請に係るお願い」の概要について

塩原発電所につきましては、平成 19 年 5 月 16 日付（国関整水第 24 号の 5）命令書に基づき、新たな流水占用許可の申請に向けて、昨年より是正計画を作成するための調査ならびに止水工法等の検討を鋭意進めてまいりました。

その結果、八汐ダム調整池底部の地質や領域毎の透水性などの詳細把握ができたことから、これらを踏まえて是正計画の立案を行い、今後は止水対策工事を長期的かつ継続的に実施していきたいと考えています。

当社といたしましては、監督処分に至った経緯を十分に反省し再発防止策を講じるとともに、命令内容を真摯に受け止め、最大限の努力により是正計画の検討を行ってまいりました。

しかしながら、命令書において、「従前の許可内容どおりの流水の占用」を行うこととされていることに関し、従前の許可内容のうち水利使用規則第 4 条「湛水後の流入量は貯留してはならない」につきましては、以下の理由により許可条件どおりの水利使用を行うことは困難であり、遺憾ではありますが、「湛水後についても継続的に一定の流入量を貯留する」内容に変更した申請を行わざるを得ないと判断いたしました。

【理由】

- ・是正計画作成に向けて必要な調査を実施した結果、八汐ダム調整池において、止水対策工事を講じることにより、一定の止水効果は期待できるものの、調整池からの浸透流出を完全に止水することは極めて困難である。
- ・このため、止水対策工事を完了した後においても、徐々に貯水量が減少していくことは避けられず、塩原発電所の機能を維持するためには貯水減少分を補う追加貯留を継続的に行わざるを得ない。

塩原発電所は、電力の安定供給上、極めて重要な電源であり、電力需要の急激な変動にも即応できる揚水式発電所であるうえ、当社において数少ない周波数の調整が可能な可変速揚水機能を兼ね備えた貴重な発電所であることから、電気事業者の使命として将来に亘り存続させていきたいと考えております。

つきましては、塩原発電所に限りましては、他の河川使用等に支障のない範囲において、継続貯留を前提とした発電運用の内容により、新たな水利使用許可申請をさせていただきたいと思っております。

なお、将来に亘り継続的な貯留をお願いするうえでは、関係河川使用者をはじめ地域のみなさまのご理解を賜るとともに、渇水時においては一利水者として渇水調整等への協力を行う所存であります。

以上